

第一級海上無線通信士

第二級海上無線通信士「法規」試験問題

第三級海上無線通信士

20問 2時間30分

A－1 次の記述は、船舶局の免許の申請について、電波法(第6条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

船舶局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- (1) 目的 (2) 開設を必要とする理由 (3) 通信の相手方及び通信事項 (4) 無線設備の設置場所
- (5) 電波の型式並びに希望する A 及び空中線電力 (6) 希望する運用許容時間
- (7) 無線設備(第30条(安全施設)及び第32条(計器及び予備品の備付け)の規定により備え付けなければならない設備を含む。)の工事設計及び B (8) 運用開始の予定期日
- (9) その船舶に関する次の事項
- ア 所有者 イ 用途 ウ 総トン数 エ 航行区域 オ C
- カ D キ 旅客船であるときは、旅客定員
- ク 国際航海に従事する船舶であるときは、その旨
- ケ 船舶安全法第4条(無線電信又は無線電話の施設)第1項のただし書の規定により無線電信又は無線電話の施設を免除された船舶であるときは、その旨
- コ 電波法第35条(義務船舶局等の無線設備の条件)の規定による措置をとらなければならない船舶局であるときは、そのとることとした措置

	A	B	C	D
1	周波数の範囲	工事落成の予定期日	主たる停泊港	信号符字
2	周波数の範囲	無線設備の工事費	船籍港	信号符字
3	周波数	工事落成の予定期日	主たる停泊港	海上識別数字
4	周波数	無線設備の工事費	船籍港	海上識別数字

A－2 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許の有効期間及び再免許の申請について、電波法(第13条)、電波法施行規則(第7条)及び無線局免許手続規則(第17条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許の有効期間は、免許の日から起算して A を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- ② 義務船舶局の免許の有効期間は、①の規定にかかわらず B とする。
- ③ 海岸局及び船舶局(義務船舶局を除く。)の免許の有効期間は免許の日から起算して A とする。
- ④ 海岸局及び船舶局(義務船舶局を除く。)の再免許の申請は、免許の有効期間満了前 C を超えない期間内において行わなければならない。ただし、免許の有効期間が1年以内である無線局については、その有効期間満了前1箇月前までに行うことができる。
- ⑤ 免許の有効期間満了前1箇月以内に免許を与えられた無線局については、④の規定にかかわらず、免許を受けた後直ちに再免許の申請を行わなければならない。

	A	B	C
1	5年	10年	1箇月以上3箇月
2	3年	10年	3箇月以上6箇月
3	5年	無期限	3箇月以上6箇月
4	3年	無期限	1箇月以上3箇月

A－3 次の記述のうち、総務大臣がその型式について行う検定に合格した無線設備の機器（総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを含む。）でなければ施設してはならないものに該当しないものはどれか。電波法（第37条）及び電波法施行規則（第11条の4）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶安全法第2条（同法第29条の7の規定に基づく政令において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないレーダー
- 2 船舶に施設する救命用の無線設備の機器であって、旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものに備える双方向無線電話
- 3 電波法第33条（義務船舶局の無線設備の機器）の規定により義務船舶局の無線設備に備えなければならないナビテックス受信機（F1B電波518kHzを受信することのできるもの。）
- 4 国際航海に従事する船舶に備える船上通信設備

A－4 次の記述は、義務船舶局等(注)の無線設備の電源について、無線設備規則(第38条の2)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 義務船舶局等とは、義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。

- ① 義務船舶局等の無線設備の電源は、その船舶の□A□、これらの設備を動作させ、かつ、同時に□B□を充電するために十分な電力を供給することができるものでなければならない。
- ② ①の電源は、その電圧を定格電圧の□C□以内に維持することができるものでなければならない。

A	B	C
1 停泊中及び航行中	無線設備の電源用蓄電池	±20パーセント
2 航行中	無線設備の電源用蓄電池	±10パーセント
3 停泊中及び航行中	当該船舶の主電源用補助電池	±10パーセント
4 航行中	当該船舶の主電源用補助電池	±20パーセント

A－5 次の記述は、船舶局無線従事者証明について、電波法（第48条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波法第39条第1項本文の総務省令で定める義務船舶局等（注）の無線設備の□A□を行おうとする者は、総務大臣に申請して、船舶局無線従事者証明を受けることができる。
注 義務船舶局等とは、義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。
- ② 総務大臣は、船舶局無線従事者証明を申請した者が、総務省令で定める□B□を有し、かつ、次のいずれかに該当するときは、船舶局無線従事者証明を行わなければならない。
 - (1) 総務大臣が当該申請者に対して行う義務船舶局等の無線設備の□A□に関する訓練の課程を修了したとき。
 - (2) 総務大臣が(1)の訓練の課程と同等の内容を有するものであると認定した訓練の課程を修了しており、その修了した日から□C□を経過していないとき。

A	B	C
1 運用及び保守	業務経歴	5年
2 運用及び保守	無線従事者の資格	3年
3 操作又はその監督	業務経歴	3年
4 操作又はその監督	無線従事者の資格	5年

A－6 次の記述は、遭難通信責任者の配置について、電波法(第50条)及び電波法施行規則(第35条の2)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものの義務船舶局には、遭難通信責任者(その船舶における□Aに関する事項を統括管理する者をいう。)として、総務省令で定める無線従事者であって、船舶局無線従事者証明を受けているものを配置しなければならない。
- ② ①の総務省令で定める無線従事者は、次のいずれかの資格を有する者とする。

(1) 第一級総合無線通信士又は第一級海上無線通信士

(2) 第二級海上無線通信士

(3) 第三級海上無線通信士
- ③ 遭難通信責任者は、当該無線局に選任されている無線従事者のうち、②の(1)から(3)の□Bとする。
- ④ □Cは、遭難通信責任者が病気その他やむを得ない事情によりその職務を行うことができないときは、当該無線局に選任されている無線従事者のうちから遭難通信責任者に代わってその職務を行う者を指名することができる。

A	B	C
1 遭難通信	順序に従い、できるだけ上位の資格を有する者	免許人
2 遭難通信	うち、主任無線従事者の届け出がされた者	船舶の責任者
3 遭難通信、緊急通信及び安全通信	順序に従い、できるだけ上位の資格を有する者	船舶の責任者
4 遭難通信、緊急通信及び安全通信	うち、主任無線従事者の届け出がされた者	免許人

A－7 次の記述は、義務船舶局等(注)の無線設備の機能試験について、無線局運用規則(第5条、第7条及び第8条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

注 義務船舶局等とは、義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。

- ① 義務船舶局の無線設備(デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。)は、その船舶の□A以上、当該無線設備□B、その機能を確認しておくなければならない。
- ② 電波法第35条(義務船舶局等の無線設備の条件)第1号の予備設備を備えている義務船舶局等においては、□C以上、総務大臣が別に告示する方法により、その機能を確認しておくなければならない。
- ③ デジタル選択呼出専用受信機を備えている義務船舶局においては、その船舶の□A以上、当該受信機の試験機能を用いて、その機能を確認しておくなければならない。
- ④ 双方向無線電話を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中□C以上、当該設備によって通信連絡を行い、その機能を確認しておくなければならない。
- ⑤ ①から④までの義務船舶局等においては、それぞれの規定により機能を確認した結果、その機能に異状があると認めたときは、その旨を□Dに通知しなければならない。

A	B	C	D
1 航行中及び停泊中毎日1回	の試験機能を用いて	毎月2回	主任無線従事者
2 航行中毎日1回	により試験電波を発射して	毎月2回	船舶の責任者
3 航行中及び停泊中毎日1回	により試験電波を発射して	毎月1回	主任無線従事者
4 航行中毎日1回	の試験機能を用いて	毎月1回	船舶の責任者

A－8 次の記述は、入港中の船舶の船舶局の運用について、無線局運用規則（第40条）の規定に沿って述べたものである。内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 電波法第62条（船舶局の運用）第1項ただし書の規定により入港中の船舶の船舶局を運用することができる場合は、次のとおりとする。
- (1) 無線通信によらなければ他に陸上との連絡手段がない場合であって、急を要する通報を

A

 に送信する場合
 - (2) 総務大臣若しくは総合通信局長が行う

B

 に際してその運用を必要とする場合
 - (3)

C

 の周波数の電波により通信を行う場合
 - (4) その他別に告示する場合

A	B	C
1 他 の 無 線 局	電波の利用状況の調査	2 6 . 1 7 5 M H z を 超 え 4 7 0 M H z 以 下
2 海 岸 局	無線局の検査	2 6 . 1 7 5 M H z を 超 え 4 7 0 M H z 以 下
3 他 の 無 線 局	無線局の検査	4 , 0 0 0 k H z を 超 え 2 6 . 1 7 5 M H z 以 下
4 海 岸 局	電波の利用状況の調査	4 , 0 0 0 k H z を 超 え 2 6 . 1 7 5 M H z 以 下

A－9 次の記述は、非常の場合の無線通信及び通信の優先順位について、電波法（第74条第1項）及び無線局運用規則（第55条）の規定に沿って述べたものである。内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、

A

 場合においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせることができる。
- ② 海上移動業務及び海上移動衛星業務における通信の優先順位は、次の順序によるものとする。
 - (1) 遭難通信
 - (2) 緊急通信
 - (3) 安全通信
 - (4) その他の通信
- ③ 海上移動業務において取り扱う①に規定する通信は、

B

 、

C

 に次いでその順位を適宜に選ぶことができる。

A	B	C
1 社 会 基 盤 に 激 甚 な 被 害 が 発 生 し た	被害の度に応じ	遭難通信
2 又 は 発 生 す る お そ れ が あ る	被害の度に応じ	遭難通信
3 社 会 基 盤 に 激 甚 な 被 害 が 発 生 し た	緊急の度に応じ	緊急通信
4 又 は 発 生 す る お そ れ が あ る	緊急の度に応じ	緊急通信

A－10 次の記述は、海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信(遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合を除く。)について、無線局運用規則(第58条の4から第58条の6まで)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 呼出しは、次に掲げる事項を送信するものとする。
- (1) 呼出しの種類 (2) 相手局の識別表示 (3) 通報の種類 (4) 自局の識別信号
- (5) 通報の型式 (6) 通報の周波数等(必要がある場合に限る。) (7) 終了信号
- ② 海岸局における呼出しは、45秒間以上の間隔において **A** 送信することができる。
- ③ 船舶局における呼出しは、5分間以上の間隔において **A** 送信することができる。これに応答がないときは、少なくとも15分間の間隔を置かなければ、呼出しを再開してはならない。
- ④ 自局に対する呼出しを受信したときは、**B** にあつては5秒以上4分半以内に、**C** にあつては5分以内に応答するものとする。
- ⑤ ④の応答は、次に掲げる事項を送信するものとする。
- (1) 呼出しの種類 (2) 相手局の識別信号 (3) 通報の種類 (4) 自局の識別信号
- (5) 通報の型式 (6) 通報の周波数等 (7) 終了信号
- ⑥ ⑤の送信に際して直ちに通報を受信することができないときは、その旨を **D** で明示するものとする。

	A	B	C	D
1	3回	海岸局	船舶局	通報の種類
2	3回	船舶局	海岸局	通報の種類
3	2回	船舶局	海岸局	通報の型式
4	2回	海岸局	船舶局	通報の型式

A－11 無線電話通信における遭難通信、緊急通信又は安全通信に係る通報の送信速度は、どの程度のものでなければならないか。無線局運用規則(第16条)の規定に照らし、正しいものを下の番号から一つ選べ。

- 1 原則として、1分間について50字を超えない速度
- 2 1分間について70字の速度
- 3 受信者が筆記できる程度の速度
- 4 送信者の技量に応じたできるだけ速い速度

A－12 次の記述は、遭難通信が終了したときの狭帯域直接印刷電信装置による一般通信の再開の通知の方法について、無線局運用規則(第89条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

遭難通信が終了したときは、遭難通信を宰領した無線局は、遭難通信の行われた電波により、次に掲げる事項を順次送信して関係の無線局にその旨を通知しなければならない。

- (1) **A** 1回 (2) **B** 1回 (3) D E 1回
- (4) 自局の識別信号 1回
- (5) 遭難通信の終了時刻 1回
- (6) 遭難した船舶又は航空機の名称又は識別 1回
- (7) 遭難船舶局、遭難船舶地球局若しくは遭難自動通報局又は遭難航空機局若しくは遭難航空機地球局の識別信号 1回
- (8) **C** 1回

	A	B	C
1	C Q	MAYDAY	S I L E N C E F I N I
2	C Q	MAYDAY	P R U D O N C E
3	MAYDAY	C Q	P R U D O N C E
4	MAYDAY	C Q	S I L E N C E F I N I

A－13 次の記述は、義務船舶局等(注1)の定期検査について、電波法（第73条）及び電波法施行規則（第41条の4）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

注 1 義務船舶局等とは、義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。

① 総務大臣は、総務省令で定める時期ごとに、あらかじめ通知する期日に、その職員を義務船舶局等に派遣し、その無線設備等を検査させる。

注 2 無線設備等とは、無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件、船舶局無線従事者証明及び遭難通信責任者の要件に係るものを含む。）及び員数並びに時計及び書類をいう。

② ①の検査は、当該義務船舶局等についてその検査を①の総務省令で定める時期に行う必要がないと認める場合及び当該義務船舶局等のある船舶が当該時期に□Aの場合においては、①の規定にかかわらず、その時期を延期し、又は省略することができる。

③ ①の検査は、当該義務船舶局等の免許人から、①の規定により総務大臣が通知した期日の□B前までに、当該義務船舶局等の無線設備等について登録点検事業者（注3）又は登録外国点検事業者（注4）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類の提出があったときは、①の規定にかかわらず、その一部を省略することができる。

注 3 登録点検事業者とは、電波法第24条の2（点検事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

4 登録外国点検事業者とは、電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

④ ①の総務省令で定める時期は、次において(1)及び(2)に定める期間を経過した日の前後□C時期とする。
ただし、免許人の申出により、その時期以外の時期に定期検査を行うことが適当であると認めて、総務大臣又は総合通信局長が定期検査を行う時期を別に定めたときは、この限りでない。

(1) 義務船舶局であって旅客船又は国際航海に従事する船舶（旅客船を除く。）に開設するもの□D

(2) 電波法施行規則第28条の2第1項の船舶地球局であって旅客船又は国際航海に従事する船舶（旅客船を除く。）に開設するもの□D

	A	B	C	D
1	外国地間を航行中	1 箇月	3 箇月を超えない	1 年
2	修繕中又は係船中	1 箇月	1 箇月を超えない	1 年
3	外国地間を航行中	3 箇月	3 箇月を超えない	3 年
4	修繕中又は係船中	3 箇月	1 箇月を超えない	3 年

A－14 次の記述は、遭難の呼出し及び通報並びに虚偽の遭難信号等について、国際電気通信連合憲章（第46条及び第47条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、□A、絶対的優先順位において受信し、同様にこの通報に応答し、及び□B必要な措置をとる義務を負う。

② 構成国は、虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号の伝送又は流布を防ぐために有用な措置をとること並びにこれらの信号を発射する□C探知し及び識別するために協力することを約束する。

	A	B	C
1	自国の領域内で発せられた場合には	直ちに	自国の管轄下にある局を
2	自国の領域内で発せられた場合には	実行可能な場合には	いずれの国の管轄下にある局をも
3	いずれから発せられたかを問わず	直ちに	自国の管轄下にある局を
4	いずれから発せられたかを問わず	実行可能な場合には	いずれの国の管轄下にある局をも

A－15 次の記述は、全世界的な海上遭難安全制度(GMDSS)の下での無線通信要員の資格証明のための最小限の要件について、船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（STCW条約(附属書第4章第4－2規則)）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 全世界的な海上遭難安全制度(GMDSS)に参加することを要求される船舶において無線通信の任務を担当し又は遂行する者は、□A□ 発給し又は承認した全世界的な遭難安全制度（GMDSS）に関する適当な証明書を受有しなければならない。
- ② 海上における人命の安全のための国際条約により □B□ を備えることが要求される船舶において業務を行うため、この第4－2規則の規定に基づき資格証明を得ようとする者は、さらに次の要件を満たさなければならない。
- (1) □C□ 以上であること。
- (2) 承認された □D□ を修了し、かつ、STCWコードA部第4－2節に規定する能力の基準を満たすこと。

A	B	C	D
1 無線通信規則に基づき主管庁の	救難設備	18歳	海上航行業務の訓練
2 無線通信規則に基づき主管庁の	無線設備	18歳	教育及び訓練
3 締約国政府が	救難設備	20歳	海上航行業務の訓練
4 締約国政府が	無線設備	20歳	教育及び訓練

B－1 次の記述のうち、無線局の行う通信の暗語の使用について、電波法（第58条）の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 実験無線局の行う通信には、暗語を使用することができない。
- イ 実験無線局の行う通信において、その実験の内容を秘匿する必要がある場合には、暗語を使用することができる。
- ウ 特定実験局の行う通信には、暗語を使用することができる。
- エ アマチュア無線局の行う通信には、暗語を使用することができない。
- オ アマチュア無線局は、非常通信を行う場合に限り暗語を使用することができる。

B－2 次の記述は、海上移動業務における電波の使用制限について、無線局運用規則（第58条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- A3E電波121.5MHzの電波の使用は、次のとおりとする。
- ① □ア□ と捜索救難に従事する航空機の航空機局との間に □イ□ 又は □ウ□ のための呼出し、応答若しくは □エ□ の送信を行う場合に限る。
- ② この電波を発射しなければ無線設備の機器（警急自動電話装置を除く。）の □オ□ ができない場合には、①の規定にかかわらず、これを使用することができる。

- | | | | | |
|----------|----------|--------|-------------------|-------------|
| 1 海岸局 | 2 準備信号 | 3 船舶局 | 4 共同の捜索救難 | 5 遭難通信、緊急通信 |
| 6 運用 | 7 試験又は調整 | 8 試験信号 | 9 重大な危険を予防するための通信 | |
| 10 警報の周知 | | | | |

B－3 次の記述は、緊急通信及び安全通信について、電波法（第67条及び第68条）及び無線局運用規則（第93条）の規定に沿ってのべたものである。
□内に入れるべき適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局（以下「海岸局等」という。）は、**ア** に次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。
- ② 海岸局等は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、**ア** を行う場合を除き、**イ** するまでの間（総務省令で定める場合には、**ウ** ）継続してその緊急通信を受信しなければならない。
- ③ ②の総務省令で定める場合は、モールス無線電信又は無線電話による緊急信号を受信した場合とする。
- ④ モールス無線電信又は無線電話による緊急信号を受信した海岸局、船舶局又は船舶地球局は、緊急通信が行われないか又は **エ** ことを確かめた上でなければ再び通信を開始してはならない。
- ⑤ 海岸局等は、**オ** 安全通信を取り扱わなければならない。
- ⑥ 海岸局等は、安全信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第3号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、**イ** するまでその安全通信を受信しなければならない。

- | | | | |
|---------------------|---------------------------|-------------|----------------------|
| 1 5分間以上 | 2 速やかに、かつ、確実に | 3 中断 | 4 その通信が自局に関係のないことを確認 |
| 5 電波の規正に関する通信 | 6 遭難通信 | 7 緊急通信が終了した | 8 少なくとも3分間 |
| 9 その通信を自局の運用義務時間が終了 | 10 他の無線局に混信その他の妨害を与えないように | | |

B－4 次の記述のうち、義務船舶局に備え付ける無線業務日誌に記載しなければならない事項に該当するものはどれか。電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、これに該当するものを1、しないものを2として解答せよ。

- ア** 双方向無線電話の機能試験の結果の詳細
- イ** 機器の故障の事実、原因及びこれに対する措置の内容
- ウ** 無線機器の試験又は調整のため電波を発射したときの使用電波の型式及び周波数
- エ** レーダーの維持の概要及びその機能上又は操作上に現れた特異現象の詳細
- オ** 定期検査の結果、総務大臣又は総合通信局長から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容

B－5 次の記述は、海上における人命の安全のための国際条約（附属書第4章（無線通信）第2規則）に規定されている定義について述べたものである。□内に入れるべき適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 「無休聴守」とは、船舶の受信能力が損なわれ若しくは **ア** により妨げられるとき又は設備が定期的な保守若しくは点検を受けるときの短時間を除くほか、中断することのない関連する無線の聴守をいう。
- ② 「デジタル選択呼出（DSC）」とは、無線局が **イ** 、かつ、情報を移転することを可能にするデジタル符号を用いた技術であって、これに関連するITU無線通信部門（ITU-R）の勧告に適合したものをいう。
- ③ 「国際ナブテックス業務」とは、英語を使用する狭帯域直接印刷電信によって周波数 **ウ** キロヘルツで行われる **エ** に関する調整された放送及びその自動受信をいう。
- ④ **エ** とは、船舶に向け放送される航行警報、**オ** 、気象予報その他の緊急安全関係通報をいう。

- | | | | | |
|----------|-------|---------|----------|----------------|
| 1 電波を発射し | 2 518 | 3 自船の通信 | 4 海上安全情報 | 5 船舶保安警報 |
| 6 電波予報 | 7 490 | 8 気象警報 | 9 有害な混信 | 10 他の無線局と連絡をとり |